

令和2年度 事業計画書

(期間：令和2年7月1日 ～ 令和3年6月30日)

I. 基本方針

当協会は、平成25年度に公益法人に移行し、青果物の安定的な生産出荷の推進、野菜・果樹農業者の経営の支援及び青果物の需要拡大等を図るための事業等を行い、愛媛県農業の発展と農業者の経営安定を図ることを目的としている。

野菜は、気象条件によっては作柄や価格が変動しやすい特性がある。特に価格の低落は、生産者の生産意欲の減退や野菜農家経営の不安定につながり、消費者への安定供給が困難となり国民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。

このようなことから、生産出荷計画に基づいて出荷された野菜の価格が著しく低下した場合において、生産者に対し補てん金を交付することによって生産意欲を高揚し、野菜産地の維持・拡大を図るとともに野菜経営の安定と消費生活の安定に努める。

また、加工・業務用野菜等、国産が需要に答えきれていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体制の構築、出荷期間の拡大・作柄安定技術の導入等を支援する「端境期等対策産地育成強化推進事業」の取組主体への支援を行う。

一方、果樹農業は、担い手の減少や高齢化等により、国産果実の栽培面積・生産量は減少傾向で推移している。一方で、高品質な国産果実の生産は、労力と時間をかけた手作業により実現されており、労働生産性が低くなっている。

こうした中、国産果実を持続的に安定供給していくために、果樹農家の経営の支援に関する事業、労働生産性を抜本的に向上させる事業等により、国産果実の持続的安定供給と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与していく。

そのため、果樹産地の構造改革を推進し、引き続き優良品種・品目への改植・新植とそれに伴う必要な幼木の管理経費の支援事業を実施するとともに、優良苗木・花粉の安定確保対策や労働生産性を向上させたモデル産地の育成を支援する。

なお、国は供給過剰を前提としている「果実の需給安定対策事業」について、供給不足の現状を踏まえ内容を見直し、要綱に基づき策定していたうんしゅうみかん等の適正生産出荷見通しについて、令和2年度からは示さないこととし、これに伴い「果実計画生産確認事業」及び「緊急需給調整特別対策事業」については廃止することとした。

これら国の各種事業の変更等に伴い、当法人における公益目的事業が変更となることから、監督行政庁（愛媛県）に届出を行うこととする。

令和2年度の事業別の具体的内容は、次のとおりである。

II. 事業別の具体的内容

1. 野菜関係

(1) 野菜価格安定事業の実施

市場価格が著しく低下し保証基準額を下回った場合に、生産者に補てん金を交付し生産意欲を高め産地を維持することを目的に、産地条件に応じた事業を実施する。

ア. 野菜価格安定基金造成事業

新たな野菜安定供給産地を育成するため普及・啓発を行い、新規に野菜を導入する産地（0.5～1ha以上）から県内市場に出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金管理と農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 39 トン（ねぎ）

イ. 転作野菜価格安定事業

水田での野菜への転作を計画的に実施し産地として定着させるため、転作を実施した産地（3ha以上）から県内・近畿市場に出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、国・県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金管理と農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 502 トン（里芋、とまと、きゅうり、なす 等）

ウ. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

国民の消費生活上重要な野菜である「指定野菜」に準ずる「特定野菜等」の普及・啓発を行い、対象産地（国の定める基準）から出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、機構[国]・県・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が県・会員からの資金管理と（独）農畜産業振興機構からの価格差補給助成金を受け、農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

今年度予約数量 3,136 トン（すいか、ブロッコリー、玉ねぎ、南瓜、里芋 等）

エ. 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

「指定野菜」の生産及び出荷の安定を図ることを目的として、事業実施主体である（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する指定野菜価格安定対策事業の資金造成について、愛媛県補助金を納付金として機構に納付する。

なお、指定野菜価格安定対策事業においては、当協会が登録出荷団体である全農愛媛県本部から事務を受託しており適正な執行に努める。

(2) 端境期等対策産地育成強化推進事業の支援

加工・業務用野菜等、国産が需要に応えきれていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体制の構築、出荷期間の拡大・作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産・出荷に取り組む取組主体に対し、機構が一定の補助を行う事業について、当協会が推進の支援と進捗管理を行う。

2. 果樹関係

(1) 果実の需給調整対策事業の実施

「果実計画生産確認事業」「緊急需給調整特別対策事業」は廃止されることとなったが、自然災害被害へのセーフティネットである「自然災害被害果実加工利用促進等対策事業」等は継続する。台風や降雹等の自然災害等により被害を受けた果実が大量に発生した場合、当該被害果実の加工利用促進・区分流通や被害果実・果実製品の利用促進を行うために要する経費の一部を補助する。

(2) 果樹経営支援等対策事業の実施

ア. 果樹経営支援対策事業（整備事業）

産地計画に基づき担い手等が行う優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備（園内道、用水・かん水施設等）、設備（防風ネット、モノレール等）の導入、放任園地の発生防止対策等の取り組みを支援する。

令和2年度からは、「新植」や労働生産性を向上させることが可能な「省力樹形」の導入に向け、定額の支援単価を新設する。

イ. 果樹未収益期間支援事業

上記アの事業による優良品目・品種への改植・新植を実施した後に必要な幼木の管理経費の一部を補助する。

ウ. 果樹経営支援対策事業（推進事業）

産地の構造改革を推進するため、労働力調整システムや園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、新技術の導入・普及、販路開拓・ブランド化の推進等、産地における課題解決に向けた取り組みを支援する。

エ. 新技術・新需要対応力強化対策事業

「農地中間管理機構モデル地区」における省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系のための実証や新たなニーズや栽培適地の条件調査・実証ほの設置等の取り組みを支援する。

(3) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

優良苗木の生産体制の構築や国産花粉専用園地の育成等の取り組みを支援する。

(4) 果実流通加工対策事業（加工原料安定供給連携体制構築事業）の実施

加工用果実の再生産価格を確保するため、契約取引等による計画的な取引手法の実証や加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費の一部を補助する（令和元年度事業の実績報告と交付）。

(5) 未来型果樹農業等推進条件整備（令和2年度から新設）

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地を育成するため、①平坦で作業性の良い水田等の樹園地への転換や、②中山間地等の既存産地での基盤整備等を通じて、まとまった面積（2ha（基盤整備は5ha））で省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取り組みを支援する。

Ⅲ. 法人管理執行計画

1. 主な会議の開催予定

開催年月日	会 議 名	議 題
令和2年8月 6日	監事監査	○令和元年度事業報告・収支決算の監査
令和2年8月27日	第1回理事会	○令和元年度事業報告及び決算書の承認 ○令和2年度会費徴収額の承認 ○令和2年度通常総会の開催の承認
令和2年9月18日	定時総会	○令和元年度事業報告 ○令和元年度決算書の承認 ○令和2年度会費徴収額の決定 《報告事項》 ○令和2年度事業計画及び収支予算の報告
令和3年1月下旬	第2回理事会	○野菜事業業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和2年度職務執行状況の中間報告
令和3年6月中旬	第3回理事会	○令和3年度事業計画及び予算の承認 ○業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和2年度職務執行状況の中間報告